

社会福祉法人祐正福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祐正福祉会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別に定める社会福祉法人祐正福祉会費用弁償規程により費用を弁償する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。